

議案第 8 3 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
関市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5
条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
関市固定資産税の特例に関する条例（平成21年関市条例第15号）の一部を次の
ように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進によ
る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省
令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。